東 県 整 第 532 号
令和 8 年 11 月 24 日

関係者各位

施行者　青森県青森市長島一丁目１番１号　青森県
上記代表者　青森県知事　宮下　宗一郎
上記代理人　青森県東青県土整備事務所長　羽田　英明
（　　公　　印　　省　　略　　）

青森都市計画道路事業３・４・２号西滝新城線道路改築工事に係る
都市計画法第６７条第１項及び第３項の説明について

日頃より県土整備行政に御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

青森県では、青森都市計画道路事業３・４・２号西滝新城線の道路改築工事を計画しており、青森市大字新城字平岡および石江字江渡の一部地番が同事業の予定地に該当します。**当該事業地の土地等所有者は同地内の土地建物等を有償譲渡する際には、事業の円滑な進行を目的とした都市計画法第 67 条第１項に基づく届出が義務付けられておりますが、宅建業者の皆様につきましては、同事業地の仲介業務等、関係者となった場合には、依頼主等に対して同届出義務の説明を行った上で、届出の必要性について判断するため、届出前に一度ご相談いただけますと幸いです。**

相談の結果、届出が必要と判断された場合には、各種様式等、届出に必要な書類を提出いただいた上で、**同条第２項に基づき、正式な届出受領日から 30 日以内に県が先買いを実行するか否かを通知します。この通知があるまで取引は制限されますので、予めご理解いただけますようお願いします。（同条第３項）**

なお、上記の同法第１項及び第３項について依頼主等に説明せず、届出なく取引を行われた場合は売主や取引に関係した宅建業者に対して法令に基づき必要な措置を講じることがあるため、十分にご注意ください。

また、同届出は「公有地の拡大の推進に関する法律第４条第１項」に基づく届出とは異なりますのでご注意ください。ご質問やご不明な点等がございましたら、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

なお、その他の県内における都市計画道路事業や届出義務等については、青森県都市計画課より別途通知いたしますので、そちらもご確認ください。

今後とも、円滑な都市計画事業の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【届出、用地買収に関する問い合わせ】
用地課　主事　泉谷
ＴＥＬ　０１７－７２８－０２０７

【工事に関する問い合わせ】
都市施設課
ＴＥＬ　０１７－７２８－０２６８

【３・４・２号西滝新城線道路改築工事区域】



参考法令

都市計画法

（土地建物等の先買い）

第六十七条　**前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。）及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他国土交通省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。**ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法第四十六条（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものであるときは、この限りでない。

２　**前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。**

３　第一項の届出をした者は、前項の期間（その期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

第九章　罰則

第九十五条　次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一　第五十二条の三第二項（第五十七条の四において準用する場合を含む。）、五十七条第二項又は第六十七条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地又は土地建物等を有償で譲り渡した者

二～三（省略）